

(1) これまでの経緯

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン、以下「区域マス」）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が市町村を超える広域的見地から具体的な都市計画を推進していくため、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」等を定めている計画で、県の基本的な考え方を示した「福岡県基本方針（以下「基本方針」）」に即したものの。
- 福岡県では、社会状況の変化や都市計画に関する基礎調査（以下「基礎調査」）の結果等を踏まえ、区域マスはおおむね5年、基本方針はおおむね10年を目途に定期的な見直しを行っている。
- 近年の見直しとして、第7回（平成29年1月策定）では、平成22年に実施した基礎調査の結果や平成27年10月に策定した基本方針を反映、第8回（令和3年4月策定）では、平成27年に実施した基礎調査の結果を踏まえた見直しを実施。
- なお、基本方針については、近年の都市計画を取り巻く環境変化に対応した見直し策定に向けて手続きを進めている。（令和7年12月策定予定）



▲「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の役割分担イメージ

1. 都市圏の現状と課題
 - (1) 北九州都市圏の現状
 - (2) 北九州都市圏の課題
2. 都市計画の目標
 - (1) 都市づくりの基本理念
 - (2) 都市づくりの目標
 - (3) 基本的事項
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (1) 区域区分の有無
 - (2) 区域区分の方針
4. 主要な都市計画の決定等の方針
 - (1) 都市構造の形成方針
 - (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
 - (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - (6) 災害に強い都市づくりの方針
 - (7) 景観に関する都市づくりの方針
 - (8) 脱炭素に関する都市づくりの方針

▲区域マスタープランの内容

(2) 第9回（今回）の見直し概要

- 第9回（今回）の見直しについては、令和2年に実施された国勢調査及び令和4年に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえて見直しを行うもの。
- 内容については、「令和7年12月に策定予定の基本方針」の見直し内容の反映やその他「各種数値目標等の時点修正」、「文言等の時点修正、表現方法の変更」等の見直し。

1. 令和7年12月に策定予定の基本方針の見直し内容の反映

現行の集約型の都市づくりを継承しつつ、新たに多様な価値観を包摂した、災害に強い都市づくりの実現に向けた都市計画の決定等の方針を記載

※区域毎ではなく県全体の都市の目標や土地利用に関する主要な都市計画の決定方針等に以下について言葉で記載

○「多様な価値観を包摂した都市づくり」

人々のライフスタイルが多様化するなか、都市としての多様なニーズを受入れ、人々の暮らしやあらゆる活動を支える都市づくりの視点を追加

- ・沿道環境の形成による居心地が良く歩きたくなる魅力的な市街地空間づくりを促進
- ・バリアフリー化やスマートウェルネスシティ化（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）の推進
- ・行政・住民・民間企業・大学等が連携し地域の特性に応じたまちのにぎわいや都市の魅力の向上等を図る官民連携のまちづくりの推進 等

○「災害に強い都市づくり」

激甚化・頻発化する災害から人々の命や財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくりの視点の強化

- ・災害の危険性が高い区域※1においてはハード整備による防災対策と併せて、避難体制や関係部局間の連携強化などのソフト対策を推進
- ・上記に加え、災害の危険性の高い区域のうち住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域※2においては、計画的な低密度化への誘導や想定される災害の種類に応じた災害の危険性の軽減・除去やソフト対策の徹底により安全性の確保を推進 等

※1 災害の危険性の高い区域とは、土砂災害特別警戒区域等いわゆる災害レッドゾーンにあたる区域。

※2 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域とは、災害の危険性の高い区域（※1）から浸水想定区域（想定最大規模：洪水、雨水出水、高潮）等の浸水想定区域における浸水深 50 c m未満の区域を除いた区域。

2. 各種数値目標等の時点修正

区域マスでは、国勢調査の結果から推計された社人研の人口予測や、工業統計調査、経済センサス、商業統計調査の結果から、目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模を設定。これをもとに、「居住」「工業」「卸売」「小売」の機能について新市街地として必要と見込まれる規模（フレーム）を下記のとおり算出しており、この範囲内で市街化区域への編入を行うことができる。

3. 文言等の時点修正、表現方法の変更

- 事業の終了や着手等に伴う主要な施設の整備箇所の変更等
- 判読性向上のため「大規模集客施設の種類及び規模等と立地区分」の表現方法の変更等
例）政令市と政令市以外の場合の明確化、該当する施設規模と誘導する場所の明確化等

(4) スケジュール(予定)について

項目	時期	令和7年度												令和8年度				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
事前調整																		
国下協議(農政局、九地整)	令和7年8月上旬～令和7年11月下旬																	
意見照会(庁内、市町)						事前		事前										
法定手続き(都市計画法)																		
原案の縦覧(法16条1項)	令和8年1月上旬～中旬																	
公聴会の実施(法16条1項)	令和8年1月下旬																	
国事前協議(法18条3項)	令和8年3月上旬～4月下旬																	
法定縦覧(法17条1項)	令和8年5月中旬～下旬																	
市町意見聴取(法18条1項)	令和8年5月上旬～下旬																	
都市計画審議会(法18条1項)	令和8年6月																	
国法定協議(法18条3項)	令和8年7月上旬～下旬																	
決定告示(法20条)	令和8年8月																	